

肢 体 不 自 由



主な特性

足や脊髄せきずいなどに障害があると、歩行などの移動に大きな困難が生じます。

手や腕に障害があると、文字が書けなかったり、道具が使えなかったり、手すりがかめなかったりします。

脳性まひふずいいうんどうの人は、手足や体の不随意運動（意思と関係なく体が動いてしまう）などにより日常生活動作が制限されるほか、会話などにも困難が生じます。

松葉杖まつばづえや補装具ほそうぐ、コルセットを利用している人も多くいますが、外見では分からない人もいます。

必要な配慮

- 杖を利用している人など足の不自由な人は、階段や少

しの段差でも困ることがあります。声をかけて必要な手助けをしましょう。

- 介助を依頼された時は、介助者が車道側を歩くなど安全性に配慮しましょう。片まひがある人の場合、介助者はまひ側に立ちましょう。
- 脳性まひの人との会話は一語一語確認しながら話をしましょう。また、成人の人に対しては、年齢相応の対応をしましょう。

車いすを利用している人の特性

自走式の車いすの人、電動車いすの人、介助者に車いすを押してもらう人と、車いすを利用する人の障害状況もさまざまです。

自分で車いすを動かしている人は、階段や段差があると一人では越えることができません。

また、車いすが倒れたり、キャスターが細いすき間や網状の下水蓋の溝に挟まると、自分では身動きできなくなります。

日常生活の中では、高い所に手が届かなかったり、床に落としたものが拾えない人もいます。

必要な配慮

- エレベーターは、車いすの人を優先しましょう。安全に乗り降りが終わるまで、「開」ボタンを押しましょう。
- 困っている車いすの人がいたら、まず声をかけましょう。
- 声かけをするときには同じ目線で話すようにします。
- 自分で移動できる人には過度な干渉は避け本人の意向を確認し、依頼された場合は、



積極的に手助けをしましょう。

- 車いすの利用者は、駐車場スペースに駐車し、ドアを大きく開け、車いすの積み下ろしを行い、車に乗り降りしています。障害のない人は、障害者用駐車スペースには駐車しないようにしましょう。
- 車いすの介助や援助は危険なことも生じます。決して無理をせずに、まわりの人に協力してもらいましょう。

【障害者のための国際シンボルマーク】

障害者が利用できる建築物や施設であることを明確に示す世界共通のマークです。このマークは、「すべての障害者を対象にしている」ものです。



【身体障害者標識】

この標識を表示した車は、肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている人が運転をしている車です。この標識を表示している車には、危険防止等やむを得ない場合を除き、幅寄せや、割り込みが禁止されています。



【ほじょ犬マーク】

このマークは、厚生労働省が作成した、身体障害者補助犬の同伴を啓発するためのものです。



●身体障害者補助犬とは

身体障害者補助犬とは、目・耳・手足に障害のある人の生活をサポートする「盲導犬」「聴導犬」「介助犬」のことです。「身体障害者補助犬法」に基づき認定された犬で、特別な訓練を受けています。障害のある人のパートナーであり、ペットではありません。きちんと訓練され管理も行われているので、社会のマナーも守れますし清潔です。だからこそ、人が立ち入ることができる様々な場所に同伴できます。

• 盲導犬

町中で視覚に障害のある人を、障害物をよけながら安全に誘導します。ハーネス(胴輪)をつけています。

• 聴導犬

聴覚に障害のある人に音を知らせます。お湯の沸いた音、ドアチャイム、電話の着信音などを聞き分けて伝えます。

• 介助犬

手や足などに障害のある人の日常生活動作をサポートします。電気をつけたり、物を拾って渡したり、着脱衣の介助などをします。「介助犬」と書かれた表示を付けています。



- 「思いやり駐車場利用証制度」にご協力ください。
- ・ 肢体などに障害のある人は、目的施設に障害者用駐車場がないと外出をためらいます。
- ・ 群馬県では公共施設や商業施設などに設置されている、歩行が困難な人のために設置された駐車施設の適正利用を推進するため、「思いやり駐車場利用証制度」を実施しています。利用証の交付を受けると、県と協定を結んだ事業者が管理する、歩行が困難な人のために設置された駐車施設を利用しやすくなります。
- ・ 利用証の交付を受けた人の中には、内部障害など外見では分かりにくい障害がある人もいます。
- ・ この制度とその趣旨がさらに普及するよう、事業者や駐車場を利用する人等のご理解とご協力をお願いいたします。

